

# 障害基礎年金等を受給している ひとり親のご家庭の皆さま

「児童扶養手当」が変わります。

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から

手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

（\* 改正内容は裏面をご確認ください。）

## 令和3年3月分から児童扶養手当が支給される可能性があります！

▶ 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の方法等が見直され、障害基礎年金等を受給している場合、令和3年3月分から児童扶養手当が支給される可能性があります。

詳しくは、お問い合わせください。

### 支給開始月

- ◆ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。
- ◆ **令和3年2月26日までに**申請手続きを行った場合、令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

\* これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、**令和3年6月30日までに**申請した場合、遡って令和3年3月分の手当から受給できます。

### 手当を受給するための 手続き

- ◆ **現在、児童扶養手当受給資格者としての認定を受けていない方**は、児童扶養手当を受給するためには、お住まいの区・支所への児童扶養手当の申請が必要です。  
必要書類等、詳しくは、お住まいの区の区役所（支所管内にお住まいの場合は支所）にお問い合わせください。
- ◆ **既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方**は、原則、**届出の必要はありません**。手当額が変更となる場合、通知を送付します。

### 名古屋市公式 ウェブサイト

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000009892.html>

名古屋市児童扶養手当



で検索

（お問い合わせ・申請先）

お住まいの区の区役所民生子ども課民生子ども係

支所管内にお住まいの場合は、支所区民福祉課保護・子ども係

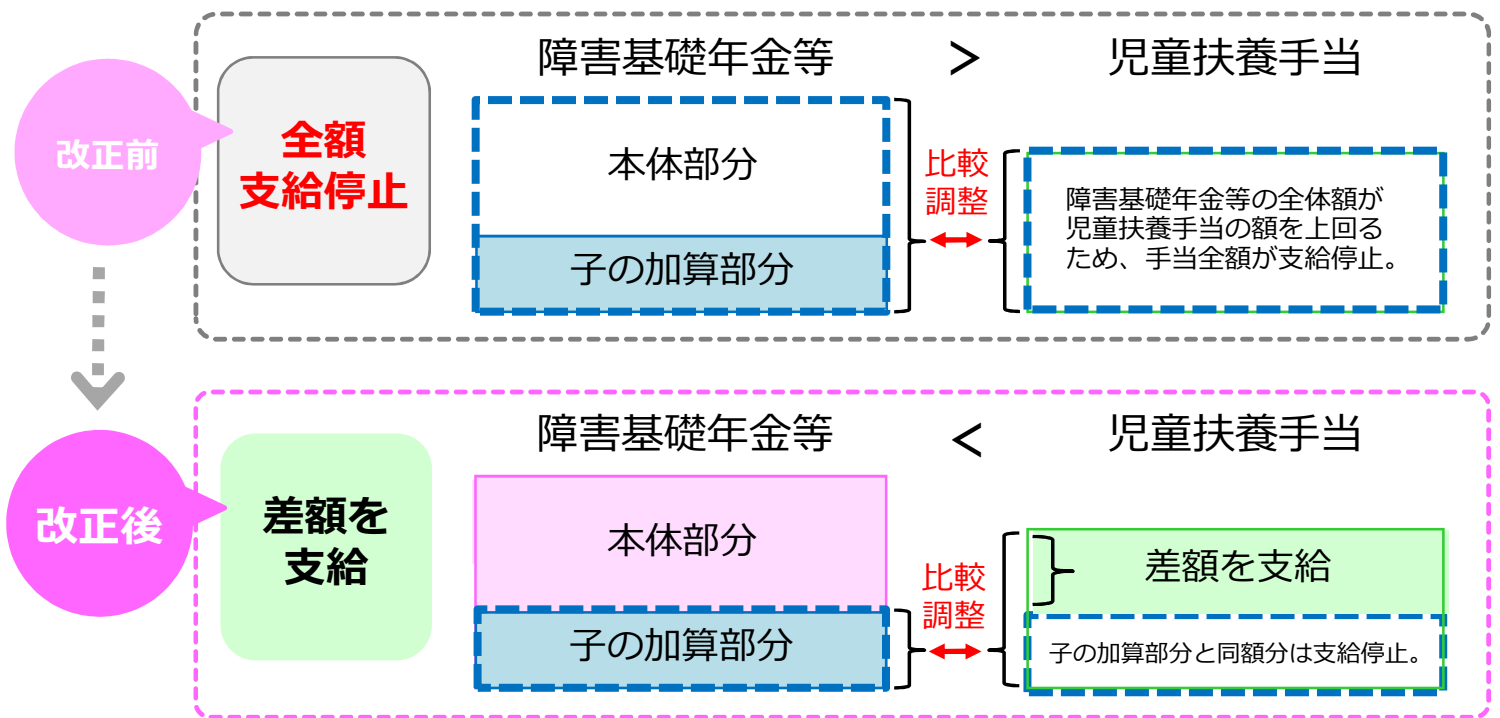
# 1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

- ▶これまで、障害基礎年金等(※<sup>1</sup>)を受給している方は、障害基礎年金等の額（本体部分+子の加算部分）が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**（下図のとおり）

(※<sup>1</sup>) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

- ▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）(※<sup>2</sup>)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はありません。

(※<sup>2</sup>) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。



# 2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

- ▶児童扶養手当制度には、ひとり親家庭の父もしくは母などとその方と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。

- ▶令和3年3月分の手当以降は、**障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※<sup>3</sup>)が含まれます。**

(※<sup>3</sup>) 障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

**児童扶養手当制度について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。**